

循環型社会形成推進交付金事業等の建築物等の整備等に要した費用が補助対象外

5件 不当金額(支出) 8616万円
(前年度 2件 1382万円)

1 交付金の概要

循環型社会形成推進交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金は、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付取扱要領(これらを「取扱要領」)等に基づき、交付対象事業費を算定するものとされている。取扱要領によれば、エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備する事業や既存のごみ焼却施設の長寿命化のための基幹的設備改良事業等において、交付金の交付の対象となるのは、廃棄物の処理に直接必要な設備等から成る施設の建設や地球温暖化対策等に資する設備等の改良とされている。

2 検査の結果

埼玉、千葉、高知、鹿児島各県内の2市3組合は、エネルギー回収推進施設における見学者ホール等の廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当しない建築物等の整備等に要した費用計4億3472万円を交付対象事業費に含めていた。したがって、上記建築物等の整備等に要した費用4億3472万円は交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額計8616万円が不当と認められる。

<事例>

指宿広域市町村圏組合は、エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備する事業として、平成26年度から29年度までの間に、鹿児島県指宿市十二町地内に所在する指宿広域クリーンセンターにおいて、工場棟及び管理棟を合築するなどの建設工事を事業費46億4208万円(交付対象事業費39億2500万円、交付金交付額12億4226万円)で実施し、上記の両施設において共用する見学者ホール等の建築に要した費用全てを交付対象事業費に含めていた。

しかし、エネルギー回収推進施設における見学者ホール等は、取扱要領によると、廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当しないため交付の対象とはならず、エネルギー回収推進施設に係る分の建築に要した費用は、交付対象事業費に含めることができない費用であった。

したがって、前記の交付対象事業費から上記エネルギー回収推進施設の見学者ホール等の建築に要した費用を除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると35億5093万円となり、適正な交付金交付額は11億8063万円となって、交付金相当額6162万円が過大に交付されていた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
				円	円	円	円
埼玉県	所沢市	循環型社会形成推進交付金等	平成26～28	34億7209万 (27億3714万)	13億6857万	2284万 (2284万)	1142万
同	飯能市	循環型社会形成推進交付金	27～29	14億2282万 (12億6885万)	4億2295万	1523万 (1523万)	507万
千葉県	印西地区環境整備事業組合	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	27～29	22億6800万 (18億1440万)	9億0720万	309万 (309万)	154万
高知県	香南清掃組合	循環型社会形成推進交付金	25～28	75億3548万 (58億2950万)	19億4316万	1947万 (1947万)	649万
鹿児島県	指宿広域市町村圏組合	同	26～29	46億4208万 (39億2500万)	12億4226万	3億7407万 (3億7407万)	6162万
計	5事業主体			193億4049万 (155億7490万)	58億8415万	4億3472万 (4億3472万)	8616万